

板橋区立体育施設運営要綱

(平成20年3月31日 区長決定)
(平成21年3月30日 一部改正)
(平成23年3月28日 一部改正)
(平成24年3月21日 一部改正)
(平成26年3月20日 一部改正)
(平成28年7月12日 一部改正)
(平成30年11月9日 一部改正)
(令和元年5月17日 一部改正)
(令和3年9月1日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立体育施設条例施行規則（平成20年板橋区規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき室内競技場、トレーニングルーム、プール、武道場、会議室、多目的室、スタジオ、和弓場又は洋弓場を利用しようとする者の利用及び申込み等を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。ただし、条例第8条第2項に定める不承認の例外規定（営利を目的として利用する場合）の取扱いについては、別に定める要綱によるものとする。

(対象施設)

第2条 利用対象施設は、以下のとおりとする。

(1) 板橋区立小豆沢体育館

室内競技場 トレーニングルーム 室内プール 武道場
第一会議室（定員 24） 第二会議室（定員 39）
第三会議室（定員 33） 第四会議室（定員 12）
第一多目的室（定員 90） 第二多目的室（定員 60） スタジオ
(注) 多目的室は仕切りを取り除くことにより全面利用可

(2) 板橋区立赤塚体育館

室内競技場 トレーニングルーム 室内プール
会議室（定員 40）
スタジオ

(3) 板橋区立植村記念加賀スポーツセンター（以下「加賀スポーツセンター」という。）

室内競技場 トレーニングルーム 室内プール 武道場
第一会議室（定員 21） 第二会議室（定員 15） スタジオ

(4) 板橋区立上板橋体育館

室内競技場 トレーニングルーム 室内プール 武道場
第一会議室（定員 33） 第二会議室（定員 45） スタジオ
(注) 会議室は仕切りを取り除くことにより全面利用可

(5) 板橋区立高島平温水プール

トレーニングルーム 室内プール
会議室（定員 30）
多目的室（スタジオ）（定員 90）

(6) 板橋区立和弓場

(7) 板橋区立洋弓場

(利用形態)

第3条 利用形態は以下のとおりとする。

- (1) 室内競技場及び室内プールの利用は、貸切利用及び個人利用とし、貸切利用及び個人利用の利用区分は利用者ニーズ等を勘案し、施設管理者とスポーツ振興課長が協議のうえ定める。ただし、室内プールの利用について、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年板橋区教育委員会規則第6号）第3条に規定する夏季休業日は、条例別表第4に規定する開館時間を個人利用とする。
 - (2) 武道場、和弓場及び洋弓場の利用は、貸切利用及び個人利用とし、貸切利用及び個人利用の利用区分は利用者ニーズ等を勘案し、施設管理者とスポーツ振興課長が協議のうえ定める。ただし、貸切利用のない場合は個人利用とする。
 - (3) トレーニングルーム及びスタジオの利用は、個人利用のみとする。
 - (4) 会議室及び多目的室の利用は、貸切利用のみとする。
 - (5) 条例別表第2備考の規定に基づき、高島平温水プールの多目的室については、当分の間、毎週月曜日、火曜日、木曜日及び土曜日をスタジオとして利用に供するものとする。
- 2 条例別表第3に規定する休業日及び別表第4に規定する開館時間以外の利用形態は、前項の規定にかかわらず施設管理者が区長の承認を得て、定めることができる。

第2章 貸切利用

(団体登録の要件等)

第4条 規則第5条の規定により室内競技場、室内プール、武道場、会議室、多目的室、和弓場又は洋弓場を貸切利用するための団体登録の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 区内団体

施設区分	室内競技場、武道場、会議室、多目的室、和弓場及び洋弓場	室内プール
代表者	区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者	
構成員	区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者	区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者
構成人数	2人以上	2人以上

(2) 区外団体

施設区分	室内競技場、武道場、会議室、多目的室、和弓場及び洋弓場	室内プール
代表者	15歳以上の者	
構成人数	2人以上	2人以上

備考 15歳以上の者とは義務教育を修了している者とする。

洋弓場の団体登録は、板橋区発行の認定証（90m）の交付を受けている者が2人以上の団体とする。

室内プールを利用できるのは3歳以上の者とする。

- 2 規則第5条の規定による団体登録の申請は、前項各号の表に掲げる要件を確認できる証明書類（健康保険証、運転免許証、その他官公署発行の証明書等（写し可））を提示して行わなければならない。
- 3 第1項第1号に規定する区内団体は、規則第4条第4項に定める抽選に参加できるものとする。
- 4 抽選対象施設は、室内競技場、室内プール、多目的室及び武道場とする。

（団体登録及び貸切利用の手続等）

第5条 前条の規定による団体登録の手続及び規則第4条の規定による貸切利用の手続を行う窓口及び受付時間は以下のとおりとする。

団体登録	施設システム端末機設置施設	受付時間
貸切利用	小豆沢体育館 赤塚体育館 加賀スポーツセンター 上板橋体育館 高島平温水プール	開館日の午前 9時から午後 7時まで
	区民文化部スポーツ振興課 地域センター 区民事務所 生涯学習センター	開庁日の午前 9時から午後 5時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の2日前から前日午後6時までの間に行う室内競技場の貸切利用の手続は、利用しようとする体育館のみで受け付ける。この場合において、利用日の前日午後6時を過ぎた申請は、これを受け付けない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用日の2日前から利用日までの間に行う多目的室の貸切利用の手続は、利用しようとする体育館又は高島平温水プールのみで受け付ける。

（抽選の方法等）

第6条 第4条第3項の規定による抽選への参加は、東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則（平成10年板橋区規則第49号。以下「システム規則」という。）の規定による申請システムにより行うものとする。

- 2 抽選に参加しようとする登録団体は、利用日の属する月の3か月前の16日から利用日の属する月の3か月前の20日までに参加の申込みを行わなければならない。

（抽選による申込数の制限）

- 3 その他抽選にかかる事項等は別途区民文化部長が定める。

（仮予約の手続等）

第7条 システム規則第7条第1項第4号の規定により行った仮予約の有効期間は、仮予約を行った日を含めて6日間とする。

- 2 抽選に当選した区内団体は、システムより確定処理をすることにより、前項の仮予約の手続を行ったものとみなす。
- 3 仮予約の手続を行った団体は、第1項の有効期間内に第5条第1項の窓口において利用申請を行い、利用の承認を受けなければならない。ただし、「施設利用料口座振替（自動振込）依頼書」により口座登録を行っている団体についてはこの限りでない。

- 4 口座登録を行っていない団体において、有効期間内に利用申請が行われなかった仮予約は、これを無効とする。

(利用申請の受付等)

- 第8条 抽選により当選した場合の利用申請は、利用日の属する月の3か月前の25日から利用日の属する月の3か月前の30日まで受け付ける。ただし、利用月の属する3か月前が2月または12月にあたる場合は、当該月の23日から28日までに申請しなければならない。
- 2 前項による利用申請期間経過後、なお施設に空きがある場合は、利用日の属する月の2か月前の5日より(1月である場合は6日)仮予約及び利用申請を受け付ける。抽選対象としない施設についても、同様とする。

(貸切時間区分の間の時間利用)

- 第9条 体育施設の貸切時間区分を引き続いて利用する場合は、貸切時間区分の間の時間についても利用することができる。

(口座振替不能への対応)

- 第10条 口座登録を行っている団体について振替不能が発生した場合は、この要綱による抽選への参加申込み、仮予約及び利用申請の手続をすることができない。また、当該団体への新たな利用承認は行わない。
- 2 前項の場合において、口座振替の不能が解消した場合又は使用料の納付があった場合は、その事実を確認した後に前項の措置を解除する。

(申請の特例)

- 第11条 室内競技場、室内プール、武道場、会議室、多目的室、和弓場又は洋弓場を次の事由により貸切利用をする場合は、規則第4条第2項ただし書の規定に基づき、次項から第4項までに規定する手続により申請できるものとする。
- (1) 区が行政目的のために利用するとき。
 - (2) 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。
 - (3) 区内の公共的団体が公共又は公益目的のための体育事業に利用するとき。
 - (4) 区の連盟等が区民等を対象とする体育事業のために利用するとき。
 - (5) その他区長が特別に認める体育事業のために利用するとき。
- 2 前項各号の事由に該当する者は、利用日の前年度の9月に、翌年度4月以降の年間利用計画をスポーツ振興課長又は施設管理者に提出するものとする。
 - 3 スポーツ振興課長又は施設管理者は前項の規定による年間利用計画を受理したときは、利用計画を調整し、12月中に提出者に対し結果を通知する。
 - 4 前項の調整の結果認めた利用申請は、前項の規定により通知する申込期間に行うこととする。
 - 5 第1項の規定による貸切利用をする場合の優先順位は、同項各号の順による。

(利用変更等の受付)

- 第12条 規則第12条の規定による利用承認の変更は利用日の10日前までに1回に限り区民文化部スポーツ振興課及び各体育施設で受け付けるものとする。また、規則第13条第1項第3号の規定による利用承認の取消しは、利用日の10日前までに1回に限り、各体育施設で受け付けるものとする。

(事前打合せ)

第13条 室内競技場を貸切利用する者は、施設管理者と器具設置・付帯設備等について事前打合せをするものとする。

(利用不承認の協議)

第14条 室内競技場、室内プール、武道場、会議室、多目的室、和弓場又は洋弓場の貸切利用の利用不承認にあたっては、政治・宗教活動、公序良俗に反する利用等、条例第8条の項目を基準とする。ただし、利用目的・形態等に疑義が生じた場合は、施設管理者とスポーツ振興課長が協議し、利用承認、不承認について決定する。

第3章 個人利用

(和弓場の利用資格)

第15条 和弓場を個人利用できる者は、中学生以上で以下のとおりとする。

(1) 指導員がいる日の個人利用

指導員がいる日は、初心者も指導員の指導を受け、利用できる。

(2) 指導員がいない日の個人利用

板橋区弓道連盟主催の弓道教室修了者又は指導員の指導を受け技術的に教室修了者と同等以上と指導員が認めた者

(洋弓場の利用資格)

第16条 洋弓場を個人利用できる者は、中学生以上で以下のとおりとする。

(1) 指導員がいる日の個人利用

指導員がいる日は、初心者又は各利用距離の認定証を持っていない者も指導員の指導を受け、利用できる。

(2) 指導員がいない日の個人利用

ア指導員の指導を受け、知識や技術があり安全に行射することができる者と指導員が認め、30m許可証を所持する者は30m以下の的を射ることができる。
イ別に定める審査会において、区発行の認定証の交付を受けた者。ただし、それぞれの認定を受けた利用距離以下の的のみとする。

(当日利用券の記載項目)

第17条 当日利用券には、名称、発行日、金額、使用できる施設等を記載する。

(減免手続に伴う証明書類)

第18条 規則第10条第1項の規定により体育施設を減免利用する場合の証明書類は次のとおりとする。

種 別	証 明 書 類
1 身体障がい者	身体障害者手帳
2 知的障がい者	愛の手帳
3 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳
4 高齢者(65歳以上)	官公署発行の年齢確認できる証明書等
5 生活保護受給者	生活保護受給証明書
6 中国残留邦人等支援給付受給者	支援給付受給証明書

(登録証等の交付)

第19条 体育施設の減免申請を受けた施設管理者は、承認した者に登録証又は免除証を交付する。

- 2 前条1から4の登録証には、種別、発行日、氏名、住所、生年月日、電話番号及び注意事項を記載することとし、有効期間を資格喪失までとする。
- 3 前条5から6の免除証には、種別、発効日、有効期間、氏名及び注意事項を記載することとし、有効期間を証明書類の発行日から1年間とする。

(登録証・免除証の提示)

第20条 登録証又は免除証は、体育施設利用の際に施設管理者に提示するものとする。

(中学生の利用方法)

第21条 体育施設を中学生が個人利用する場合は、施設管理者に生徒手帳を提示するものとする。

(室内プール利用規定)

第22条 室内プールの個人利用において、練習補助器具は、混雑時及び他の利用者に迷惑となる場合、貸出し、持ち込みを問わず、その使用を禁止する。

第4章 共通事項

(利用時間等)

第23条 条例別表第4に規定する利用時間には着替え、準備及び片付け等に要する時間を含むものとする。

- 2 室内プールの夏季休業日期間中の始業時間は午前9時からとする。

(団体的行動等の禁止)

第24条 明らかに他の利用者の行動を阻害したり、声高に指示したり、一定のスペースを確保するような団体行動をしてはならない。

(還付の有効期間)

第25条 規則第13条の規定による還付請求の有効期間は、使用料の領収日の翌日から5年間とする。

(こどもの利用方法等)

第26条 体育施設をこどもが利用する場合は、行き帰りの安全確保及び施設利用中の事故防止のため、次の利用条件を原則とする。

- (1) トレーニングルーム、スタジオ、和弓場及び洋弓場

	午後6時まで	午後6時以降
中学生	単独利用可	保護者の送迎が必要

- (2) 室内競技場、室内プール及び武道場

	午後6時まで	午後6時以降
3歳～小学2年生	保護者の付き添いが必要	
小学3年～6年生	単独利用可	保護者の付き添いが必要
中学生		保護者の送迎が必要

(注) 保護者とは18歳以上の者を指し、保護者1人につきこども3人までの付き添いが可能。

(禁止事項)

第27条 この要綱による、体育施設利用についての禁止事項は次のとおりとする。

- (1) 酒気を帯びた者の利用

- (2) 土足での入場
- (3) 指定した場所以外での飲食及び喫煙
- (4) 他人に迷惑となる行為、他人に不快感を与える行為及び施設や器具等を破損するような行為
- (5) 危険物の持ち込み
- (6) ホール・廊下等での準備運動・練習行為
- (7) トレーニングルームにおいては、器具の持ち込み及び目的外利用
- (8) トレーニング機器の占有
- (9) 和弓場及び洋弓場においては、人に向かって弓を引く等、危険な行為
- (10) 和弓場及び洋弓場においては、矢をつがえずに空射すること。
- (11) 洋弓場においては、認定証で認められたショットを超えて射つこと。

(遵守事項)

第28条 この要綱による、体育施設利用についての遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 利用種目に適した服装を着用（室内プール利用については水着用帽子も着用）すること。
- (2) トレーニングルームにおいては、各器具にあった正しい使用方法で使用する。
- (3) 規則及び係員の指示に従うこと。
- (4) ゴミは各自持ち帰ること。

(事故責任)

第29条 利用者の事故は、施設整備の管理上の原因により生じた場合は、区長又は施設管理者が責任を負い、その他については、利用者の責任とする。

(委任)

第30条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、板橋区立体育施設運営要綱（平成17年8月1日教育長決定）の規定により行われた手続等の行為は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定、第3条第1項に第6号を追加する規定、第5条に第4項を追加する規定中温水プールに関する規定、及び旧第22条から第2号を削除する規定は、平成23年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和元年5月17日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年9月1日から施行する。